昭和56年4月20日582号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

きょうからうれしい1年生

4月6日区立小・中学校で入学式

4月6日、各区立小・中学校で入学式が行われました。
新小学1年生は式の後、それぞれ教室に入って担任の先生からいろいろな話を聞きました。
初めて入った教室、机の上には、もらったばかりの文房具や黄色い帽子。
新1年生には見るもの聞くものみな初めて。
小さな胸の中には、これからの学校生活への不安と期待が、同居しているようです。

5月2日(土)
12時30分

防災行政無線

区内いっせい放送をします

お気づきの点は防災課まで

区では、防災行政無線の開局にあたり、このシステムを有効に活用するため、つぎのとおり、区内でいっせい放送を実施します。

放送は、固定系（子局）のスピーカーを通して行います。

●放送月日
昭和五十六年五月二日(土)

●放送時間
午後十二時三十分から、三十秒間隔で三回くり返し放送します。

●放送内容
初めに、音楽を流し(約十五秒間)続いて、肉声で放送(約十五秒間)します。

◇お願い◇
当日、この放送をお聞きになり、気がついたことなどありましたら、環境部防災課まで、お知らせください。

防災行政無線とは

災害は、忘れた頃にやってくるといわれています。

災害に対する備えは、常日頃からの心がけが大切であることは、あらためて、言うまでもありません。一方、災害が発生した場合、重要なのは、正確な情報を伝えることと、対策をたてるのに必要な情報を収集することです。

そこで、区では、昭和五十五年度から、情報連絡網の整備に着手し、防災行政無線の設置をすすめてきました。

この防災行政無線網は、固定系システムと、移動系システムという二つの系統からできています。

固定系システムは、区立の施設や小・中学校などに受信機（スピーカー）を設置して、区民のみなさんに、直接、情報などを伝えます。

移動系システムは、持ち運びできる無線機で情報の収集や交換を行うものです。

そして、昭和五十五年度分の工事として、区役所内の親局と、区内三十四か所の子局の設置が終り、四月一日に開局しました。

なお、昭和五十六年度には、さらに受信機を増やし、このシステムを完成することになっています。

民生・児童委員の後任決まる

去る十二月一日付で、民生・児童委員の改選が行われましたが、その際、欠員となっていた二名の委員が、このほど決まり、四月一日に委嘱されました。

新しく委嘱された委員は、つぎの方です。

樋口宗雄氏（荻原捨三氏の後任）
永田町一―五―八
☎581―二二八一
担当地区　永田町一・二丁目

霞が関二・三丁目
加賀恵以子氏（小林幹知氏の後任）
神田神保町一―三十一
☎295―三三八七
担当地区　神田神保町一丁目奇数番地

千代田区の民生・児童委員は、今回委嘱された二名を加えて、四十八名となりました。

特別区民税・都民税

均等割の非課税限度額などが変りました

地方税法と区税条例の一部が改正され、四月一日から特別区民税・都民税の均等割の非課税限度額などが変りました。

特別区民税・都民税関係では

均等割の非課税限度額の引上げ
均等割の非課税限度額が、二十二万円から二十三万円に引上げられました。

所得割の非課税範囲の設定
昭和五十六年度分に限り、所得割の非課税範囲が設けられ、前年の所得が、本人と被扶養者の合計数に二十七万円を乗じた金額以下である場合には、所得割は課税されないことになりました。

軽自動車税関係では

軽自動車税の月割課税制度の廃止
四輪以上の軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車に対する月割課税制度が廃止されました。

したがって、年度の途中で廃車しても軽自動車税の還付は受けられません。

なお、年度の途中で登録した場合には、その年度は課税されません。

電気自動車に対する課税
電気を動力源とする軽自動車等に対する課税は、昭和五十年度の税額が昭和五十七年度まで適用されます。

問合せ
・特別区民税・都民税については
税務課課税第一係
・軽自動車税については
税務課課税第二係

〈人事異動〉

■**課長級**（四月一日付）（内は旧職）
厚生部国民年金課長＝**須永和隆**（特別区人事委員会事務局給与課主査・昇任）

■**転出**（三月三十一日付）（内は転出先）
厚生部国民年金課長＝**美野欣也**（特別区競馬組合議会事務局副参事）

区長にひとこと
電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264-0151

毎月1日と15日　午前10時～11時30分

区政に対する意見・要望・提案などがありましたらお気軽にどうぞ。

経営に必要な各種資金にご利用ください

商工融資

金利を改定、融資枠も拡大

区では、区内の中小企業者が企業経営に資金が必要なときや、中小企業に働くひとが資金を必要としたときなどに、低利で長期返済のできる商工融資のあっせんを行っています。

この融資には、利用する方の負担を少しでも軽くするため、区が利子補給を行います。

今年度は、この商工融資の融資枠を拡大するとともに、営業資金の貸付限度額を400万円から500万円に増額しました。

なお、金利の本人負担分が、いずれも一律0.5％(勤労者生活資金は据置き)下がりました。

営業資金　五百万円まで

商品材料の仕入れ、買掛金決済、支払手形決済など、経営上の運転資金が必要なとき、ご利用ください。

融資が受けられるひと

①区内に住所（営業の本拠）があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営していること
②東京信用保証協会の保証対象事業を営んでいること
③最近一年間の事業税または住民税を完納していること
④この営業資金や設備資金の融資をすでに受けているときは、その全額を返済していること
⑤区内に住む連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

設備資金　六百万円まで

店舗の増改築、機械類などの購入、営業用車両の購入などに資金が必要なとき、ご利用ください。

融資が受けられるひと

※営業資金と同じ

公害防止資金　六百万円まで

公害防止に必要な設備などの資金に、ご利用ください。

融資が受けられるひと

①区内に住所（営業の本拠）があること
②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
③最近一年間の事業税または住民税を完納していること
④区内に住む連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

従業員独立開業資金　五百万円まで

区内の中小企業に働いているひとが、同一業種で事業を始めようとするとき、ご利用ください。

融資が受けられるひと

①区内の同一企業に引続き八年以上勤務し、二十三区内で指定金融機関の定める地区に、退職後引続き同一業種で開業すること（開業してから六か月以内を含む）
②最近一年間の住民税を完納していること
③勤務していた企業の事業主の連帯保証または指定金融機関の認める連帯保証人がいること

小規模企業特別資金　二百万円まで

とくに規模の小さな企業で「営業資金」や「設備資金」が必要なとき、ご利用ください。

融資が受けられるひと

①区内に住所（営業の本拠）があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営していること
②常時雇用している従業員が十人以下であること
③東京信用保証協会の保証対象事業を営んでいること
④最近一年間の事業税または住民税を完納していること
⑤小規模企業特別資金の融資をすでに受けているときは、その全額を返済していること
⑥区内に住む連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

勤労者生活資金　三十万円まで

中小企業に勤務しているひとで、結婚をするためや生活に必要な品物を購入するためなどに、資金が必要になったとき、ご利用ください。

融資が受けられるひと

①中小企業（区外を含む）に勤務する区民か、区内の中小企業に勤務しているひと（在勤者）
②現在勤務している中小企業に引続き一年以上勤務し、今後も引続き勤務すること
③満二十歳以上で前年度の住民税を完納していること
④連帯保証人がいること
⑤すでにこの資金の貸付を受けているときは、その全額を返済していること

申込みから融資まで

融資の申込受付けは、商工課で行っています。

融資の申込みがあると商工課で書類を審査して、区の指定金融機関へのあっせん書をお渡しますので、利用する指定金融機関にあっせん書を持参してください。

貸付が決まると金融機関から申込者本人へ連絡があり、資金の貸付が受けられます。

●資金の種類

資金の種類	貸付限度額	利子（本人負担分）	据置期間	返済期間（据置後）	融資枠（百万円）
営業資金	500万円	年6.5％	4か月	42か月	1640
設備資金	600万円	年6.5％	6か月	54か月	560
公害防止資金	600万円	年2.75％	6か月	54か月	30
従業員独立開業資金	500万円	年6.5％	6か月	54か月	30
小規模企業特別資金	200万円	年5.75％	4か月	42か月	540
勤労者生活資金	30万円	年5.57％	1か月	33か月	20

商工融資についてのくわしいことは、商工課融資係に問合せてください。

親子で過ごそう 5月5日の「こどもの日」

体育館で「親子スポーツデー」 お風呂屋さんで「しょうぶ湯」

五月五日の「こどもの日」。ゴールデン・ウイークの最後の楽しみ。ご家庭では、どのような計画を立てていますか。

区では「こどもの日」を親子でいっしょに過ごしてもらおうと、総合体育館を無料で開放するほか、区内のお風呂屋さんでは「しょうぶ湯」を実施します。

体育館で思いっきり体を動かしたあと、しょうぶの薫る大きなお風呂につかり、親子で背中を流し合うのも、「こどもの日」の楽しい過ごし方のひとつではないでしょうか。

どうぞ、ご家族おそろいでおいでください。

親子でいっしょにスポーツを 体育館を無料開放

区立総合体育館では、五月五日のこどもの日を〝親子スポーツデー〟として、親子でいっしょに運動をしてもらおうと全施設を無料で開放します。

当日は、親子そろって楽しめるレクリエーション・コーナーをはじめ、各種競技指導コーナー、スポーツテスト、体力相談コーナーなどが設けられます。

日頃、運動する機会が少ないお父さん、お母さんも、ぜひ、お子さんといっしょに体を動かしてみませんか。

なお、当日は運動のできる服装でおいでください。

開館時間は、午前九時から午後五時までで、プールについては、午前十時から午後四時までです。

〝親子スポーツデー〟についての問合せは、総合体育館管理事務所（内神田二―一―八 ☎256―八四四四）へ。

区分	内容	会場
レクリエーション・コーナー	親子体操	親子で楽しめる体操を指導します	主競技場とトレーニングルーム
	こども体操	トランポリンや平均台を使った楽しい体操をします	
	チビッコ広場	鉄棒、トランポリン、マットのお山、とび箱が楽しめます	
	ゲームコーナー	ミニバスケット、ビーチボールバレーが楽しめます	
	遊びの広場	なわとび、ビーチボールなどで遊べます	柔道場
スポーツ指導コーナー		アーチェリー、卓球、相撲を指導します	弓道場、卓球場、相撲場
水泳指導コーナー		小学生や親子の水泳指導をします	プール
スポーツテストとスポーツ健康相談コーナー		5種目のスポーツテストを行い、運動の仕方を教えます	剣道場

広々とした湯船につかり 「しょうぶ湯」を 区内のお風呂屋さんで

区内にある公衆浴場では、こどもの日に「しょうぶ湯」をたて、小学生以下のこどもさんを無料で招待します。

この「しょうぶ湯」は、しょうぶの薫りがただよう広々とした湯船につかり、ゆったりとした気分で汗を流してもらおうと行うもので、毎年みなさんにたいへん喜ばれているものです。

当日は、一般のひとも利用できますし、敬老入浴券でも利用できます。

また、こどもさんには、湯上りにおみやげをプレゼントします。

入浴時間　午後二時～午後十時

入浴料金

小学生以下　無料

一般利用者　百九十五円

「しょうぶ湯」についての問合せは、保健衛生部管理課衛生係へ。

●「しょうぶ湯」をたてるお風呂屋さん

名称	所在地
鏡湯	三番町20
梅の湯	九段南4－7－16
九段湯	九段北1－11－11
梅の湯	神田神保町2－8
稲川楼	神田小川町2－4
稲荷湯	内神田1－7－3
万年湯	神田鍛冶町3－5
富士見湯	神田須田町1－1
万世湯	外神田1－8－8
栄湯	外神田5－1－10
お玉湯	岩本町2－2－14

千代田区ビデオ広報
わがまち千代田
第13号（4月号）放映中
まちの話題や行事など、広報課までお知らせください。

区内で用途地域の変更が決定

東京都では、用途地域等の見直しを昨年から進めてきましたが、昭和五十六年四月十日、「用途地域の見直し」が東京都案どおり決定（告示）されました。

今回の見直しは、昭和四十八年に用途地域等の見直しを行った後、建築基準法の改正により、住居地域などの住居系地域の建築制限が強化されたことにともなうものです。さらに、昭和五十三年に「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」を定める際、都議会から早期に用途地域等の見直しを行うようにとの要望が付帯決議されたことなどの理由により行われました。

千代田区内で用途地域が変更になった地域は下の表のとおりです。

この結果、区内の用途地域は、住居地域が四十・九㌶、商業地域が五十九・一㌶となりました。

また、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」も改正され、同日施行されました。

区内では、すでに皇居（皇居外苑、皇居東御苑、北の丸公園を含む）、靖国神社、日比谷公園が指定されており、今回は変更がありません。

用途地域とは

用途地域とは、建築基準法で建物の用途や高さなどの規制を行い、市街地環境の維持増進を図るために定めるものです。

用途地域の種類

現在、千代田区で指定されている用途地域は、住居地域と商業地域の二種類しかありませんが、このほか、第一種及び第二種住居専用地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域があります。

容積率とは

容積率とは、建物の延べ面積の敷地面積に対する割合のことです。

たとえば、容積率五百㌫といえば、敷地いっぱいに建物を建てるとき、五階程度までのものを建築できることを意味しています。（たし、道路幅員などの状況により、多少ことなります。）

用途地域等の見直しについてのくわしいことは、建築部都市計画課に問合せてください。

変更決定地域	決定後 用途地域	決定後 容積率(%)	決定後 防火地域等	決定前 用途地域	決定前 容積率(%)	決定前 防火地域等	面積
富士見2丁目及び飯田橋4丁目各地内	商業	500	防火	住居	400	防火	0.6ha
富士見2丁目地内	商業	400	防火	住居	400	防火	0.6ha
富士見1、2丁目、飯田橋1丁目及び4丁目各地内	商業	500	防火	近隣商業	400	防火	4.0ha
四番町地内	商業	500	防火	住居	400	防火	0.06ha
六番町地内	商業	400	防火	住居	400	防火	0.6ha
麹町4丁目地内	商業	400	防火	住居	400	防火	0.8ha
一番町、二番町及び麹町3丁目各地内	商業	500	防火	住居	400	防火	2.2ha
麹町2丁目及び3丁目各地内	商業	400	防火	住居	400	防火	0.8ha
一番町、麹町1丁目及び2丁目各地内	商業	600	防火	商業	500	防火	2.3ha

千代田区奨学資金
申込み受付中　6月30日まで

区では、ことしの四月、高等学校に進学したひとや、現在学しているひとを対象に、奨学資金（無利子）の申込みを受付けています。

なお、今年度から奨学資金の貸付対象範囲を拡げ、東京都外の高等学校に在学しているひともこの資金の貸付が受けられます。

貸付金額

・国立・公立高等学校生　月額一万円以内

・私立高等学校生　月額一万五千円以内

・本年四月高校入学生　入学準備金として八万円以内

申込資格

①保護者と同居し、区内に一年以上住んでいること

②経済的理由で修学が困難なこと

③高等学校に在学していること

④同種の奨学資金をほかから受けていないこと

申込期限　六月三十日㈫まで

返済方法　高等学校を卒業して一年経過後、十年以内の年賦、半年賦、または月賦のいずれかの方法で返済

申込み・問合せ　厚生部管理課児童係

あなたの街で区民相談

みなさんの心配ごとや悩みごとに応じるための区民相談を、身近な場所で気軽に利用できるよう、一か月おきに六か所の区民会館をまわって開催しています。

相談内容は、法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政相談の専門相談と区政一般についての相談で、みなさんのどんな相談ごとにも応じています。

五月は、番町区民会館で行いますのでどうぞ、お気軽にご利用ください。

とき　五月十一日㈪　午後一時から四時まで（受付は三時まで）

ところ　番町区民会館　☎263―三八三一

問合せ　広報課区民相談係

おしらせ

保健所だより

■**春の定期予防接種**

麹町保健所では、三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）と小児まひ生ワクチンの春の定期予防接種を、つぎの表のとおり実施します。

とき　いずれも午後2時から3時30分まで

ところ　区立富士見小学校

問合せ　麹町保健所予防課業務係

種別		実施日	対象者
三種混合	第一期 1回目	5月14日(木)	昭和53年10月1日から54年3月31日までの出生者
	第一期 2回目	6月4日(木)	
	第一期 3回目	6月25日(木)	
	第2期	6月25日(木)	昭和52年10月1日から53年3月31日までの出生者
	予備日	7月16日(木)	第1期を2回及び第2期を受けられなかったひと
小児まひ	1回目	5月20日(水)	昭和55年7月1日から12月31日までの出生者
	2回目		昭和55年1月1日から6月30日までの出生者
	予備日	5月27日(水)	5月20日に受けられなかったひと

■**呼吸器系検診**

とき　毎月第1、第3月曜日　午前9時～10時30分

ところ　麹町保健所

対象　せきやたん症状の続くひとやタバコを多く吸うひと

検査内容　肺機能、エックス線、血圧測定、尿検査など

申込み　麹町保健所予防課業務係へ。

■**栄養相談**

とき　5月8日(金)、5月22日(金)　午後1時30分～4時

ところ　神田保健所

対象　食事療法を必要とするひとやその家族5名

申込み　神田保健所予防課業務係へ。

申込み・問合せは各保健所へ
麹町保健所　☎212-7814
（分室　富士見2～2－14）
神田保健所　☎291-3641

児童館だより

■**四番町児童館**　☎234－3084

■**映画会**　4月27日(月)　午後3時から「ちびでか物語」「チップとタップ」

■**クラブがはじまるよ！**　演劇クラブ＝定員20名（小学校2年生以上）　親子体操クラブ＝定員30名（幼児対象）　体操クラブ＝定員50名（小学生以上）

■**ハイキング・春の野山を歩こう**　5月17日(日)（雨天中止）　神奈川県厚木市白山

対象は小学校1年生以上で40名。

申込みは5月6日(水)から先着順で受付けます。

■**休場します**　5月1日(金)から31日(日)までの1か月間、剣道場は床の張替工事のため休場します。

■**富士見児童館**　☎262－1040

■**映画会**　4月25日(土)　午後3時～4時30分　「ピッピの新しい冒険」

■**神田児童館**　☎253－6021

■**映画会**　5月5日(火)　午後2時から　「抵抗の詩II」

■**ハイキング・春の野山を歩こう**　5月17日(日)（雨天中止）　神奈川県厚木市白山

対象は小学校1年生以上で40名。

申込みは5月6日(水)から先着順で受付けます。

■**休場します**　5月1日(金)から31日(日)までの1か月間、剣道場は床の張替工事のため休場します。

■**個人利用はできません**　区主催行事のため、5月2日(土)の午後1時から5時までの主競技場は個人利用ができません。

老人福祉センター　☎265－3981

■**「老人のつどい」にご参加を**

おとしよりの方に楽しいひとときを過していただこうと、毎月1回、各出張所地区ごとに「老人のつどい」を開催しています。

内容は、演芸や講習などで、各区民会館（富士見出張所地区は富士見福祉会館）を会場として、午後1時30分から4時まで行っています。

開催日は、つぎのとおりです。

・番町出張所地区　第2月曜日
・富士見出張所地区　第2水曜日
・神保町出張所地区　第3火曜日
・神田公園出張所地区第3土曜日
・万世橋出張所地区　第2水曜日
・和泉橋出張所地区　第2土曜日

問合せ　各地区の長寿会か老人福祉センターに。

■**講演会**　旅行シーズンです。温泉の話しはいかがですか。

とき＝5月7日(木)　午後1時30分から　**テーマ**＝温泉の効用　**対象**＝60歳以上の区民　**受講料**＝無料

■**利用者のつどい**　センターについて、日頃感じていること、気の付いたことなど、なんでもお聴かせください。

とき＝5月21日(木)午後1時30分から

■**運動会実行委員会のおしらせ**

6月2日(火)に運動会を行います。実施運営に協力していただける方は、ぜひお集りください。

・第1回　5月12日(火)　午後1時から
・第2回　5月21日(木)　午後2時30分から

■**青果物消費者サービスデー**
5月7日(木)・21(木)
青いノボリの八百屋さんで

■**豚肉消費者サービスデー**
5月8日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

■**魚の消費者サービスデー**
5月13日(水)・27日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

訂正

3月26日から30日の間に各世帯に配布した「わたしの便利帳　窓口案内編」昭和56年版の中で、くらしの知識の項目の高齢者の働き場高齢者事業団の電話番号が☎234－0082となっていましたが、☎234－0028の誤りでした。

おわびして訂正します。

なお、区内に住んでいる方でまだこの便利帳が届いていない方は企画部広報課までご連絡ください。

野外こども会

■**5月の春のこども大会**

6日(水)＝平河天神（児）（心法寺（児）合同）　7日(木)＝芳林公園　8日(金)＝佐久間公園　11日(月)＝東郷元帥記念公園　12日(火)＝淡路公園　13日(水)＝西神田公園（神三（児）・三崎町（児）合同）　14日(木)＝富士見出張所ピロティー　15日(金)＝龍閑（児）（岩本町二丁目（児）合同）　18日(月)＝興産信用金庫（神田駅前地区）　19日(火)＝錦華公園　20日(水)＝神田児童公園　21日(木)＝料亭会館　22日(金)＝和泉橋出張所（柳森神社地区）　25日(月)＝北の丸公園皇宮警察寮庭（築土神社合同）

時間は、いずれも午後2時30分から3時30分まで、内容は人形劇。参加者にはおみやげがあります。

なお、雨天・強風の場合は延期。（ただし富士見出張所ピロティーは実施。北の丸公園皇宮警察寮庭は区役所10階会議室で実施します）

ご利用を

■**テレビセミナー**
「女性論の系譜」を開講

テレビ番組を自宅で見ながら学習し、さらに月に1回の講義を受けるものです。

番組名　NHK教育テレビ、大学講座「女性論の系譜」

放送時間　4月～9月の毎週木曜日、午前6時30分～7時（再放送は午後11時30分から）

セミナー

・**とき**　5月6日(水)、5月27日(水)、6月10日(水)、7月8日(水)、8月12日(水)、9月9日(水)のいずれも午前10時から正午まで

・**ところ**　九段社会教育会館

・**講師**　立教大学　室俊司教授

対象　区民または中央線・京浜東北線沿線に住むひと45名

申込み・問合せ　往復ハガキに住所、氏名、電話番号を記入して、千代田区教育委員会社会教育課文化係（〒102千代田区九段南1～6～11）へ。申込多数の場合には区民を優先。

ごあんない

■**便利な口座振替を**
ご利用ください

国民年金や国民健康保険の保険料の納め忘れはありませんか。

保険料の納め忘れをしないためにも、便利な口座振替を、ぜひ、ご利用ください。

口座振替は、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）の預金口座から自動的に支払われるため、納め忘れもなく安心です。

手続きの方法などくわしいことは、国民年金課、または、国民健康保険課へ。

■**納期のおしらせ**
軽自動車税

納期限は、4月30日(木)です。

忘れずに区役所・出張所、または、お近くの金融機関へ納めてください。

■**千代田図書館休館のおしらせ**

5月14日(木)から31日(日)まで、図書や資料の点検、整理のため特別休館します。

再開は6月2日(火)からです。

東京都からのお知らせ

■**東京港開港40周年記念**
東京みなと祭り

・東京港展覧会
4月28日(火)～5月7日(木)、午前10時～午後4時40分。
晴海の国際見本市会場で、東京港の現況と役割を、パネル、模型、ビデオテープなどで紹介。

・記念パレード
5月18日(月)、午前11時30分～午後2時。
コースは、日比谷公園から数寄屋橋、都庁までです。

・珍しい船の一般公開
5月23日(土)と24日(日)、午前10時～午後3時。晴海ふ頭で。

・水の消防ページェント
5月24日(日)、午前10時30分～11時30分。晴海ふ頭で。
消防艇やヘリコプターがくりひろげる祭典。

・東京港バザール
5月24日(日)、午前10時～午後3時。晴海ふ頭で。
果物・水産品を安く売ります。

・さつきの苗木の無料配布
5月24日(日)、午前11時～午後3時。晴海ふ頭で。

問合せ　東京みなと祭協議会☎534－7737か東京都港湾局振興課☎211－7949

■**都民観光レクリエーション**

・新島魚のつかみどりと史跡めぐり

とき
①5月30日(土)～6月1日(月)
②6月5日(金)～7日(日)

費用　大人1万4千200円、こども1万700円

申込み・問合せ　東京都観光連盟（☎212－8727）か伊豆七島観光連盟（☎436－6955）

5月の休日診療当番医（内科 小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで　夜印は午後5時～10時

3日	東京警察病院 ☎263-1371	富士見2－10－41	
	田崎医院 ☎866-3058	神田佐久間町2-13	
4日	船津診療所 ☎263-3569	麹町4－5 第7麹町ビル6階	
	山下小児科医院 ☎831-8817	外神田5－6－16	
5日	福田医院 ☎261-8727	五番町6	
	同和病院 ☎251-2141	神田淡路町2－8	
10日	小川医院 ☎261-1413	飯田橋1－10－7	
	代田医院 ☎831-5779	外神田6－12－3	
17日	大森胃腸科 ☎234-6226	隼町2－15	
	昼 中沢医院 ☎251-2683	外神田3－10－8	
	夜 同和病院 ☎251-2141	神田淡路町2－8	
24日	飯田橋診療所 ☎230-1800	飯田橋3－9－6	
	長竹医院 ☎251-3136	外神田3－4－15	
31日	浅井医院 ☎261-0453	麹町4－2 万力屋ビル3階	
	同和病院 ☎251-2141	神田淡路町2－8	

・健康保険証は必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へ。

救急　夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレホンサービス
☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

区立施設巡回バス

区役所に用事のあるとき
保健所などの施設へでかけるとき
どなたでもご利用ください

みんなでスポーツを

ヤマべつり大会

とき　5月10日(日)　午前6時
葉原駅西口広場出発
ところ　狩野川
募集人員　100名（先着順）
参加資格　区内在住・在勤者
参加費　3千500円（入魚料、エサ代、弁当は各自持参）
申込み・問合せ　4月30日(木)までに参加費を添えて社会教育課体育係へ。

スポーツ教室

区民を対象に初心者のためのスポーツ教室（各種目とも四日間）を区立総合体育館で、下表の日程で開催します。

対象　区内在住の初心者
参加費　無料（ただし、教材費、保険料として200円が必要です）
申込み・問合せ　いずれも往復ハガキに希望種目、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入して、5月23日(土)（バドミントンは5月9日(土)）までに、千代田区教育委員会社会教育課体育係（〒102千代田区九段南1～6～11☎264－0151）へ。なお、弓道、空手、アーチェリーの3種目については、定員に満たない場合は在勤者も受付けますので、申込みの際に勤務先名、電話番号を記入してください。

●スポーツ教室日程

種目	日程	時間	定員	説明会
バドミントン	5／21(木)・22(金)・28(木)・29(金)	午前9時～正午	40名	5月15日(金)午前10時～
卓球	6／3(水)・5(金)・9(火)・11(木)		40名	5月29日(金)午前10時～
水泳	6／3(水)・5(金)・10(水)・11(木)	午前9時～11時	60名	5月29日(金)午前10時～
弓道	6／3(水)～6(土)	午後6時～9時 6日は午後1時～5時	20名	5月29日(金)午後6時～
空手	6／3(水)・5(金)・10(水)・12(金)	午後6時～9時	30名	
アーチェリー	6／9(火)～12(金)		30名	

壮年体力テストと運動適性テスト

・壮年体力テスト
あなたの体力年齢は？
30歳から60歳までの健康なひとを対象に、自己の体力や運動能力を確かめ、体力の保持増進ができるよう行うものです。
テスト内容は、反復横とび、垂直とび、握力など5種目で、敏しょう性や筋力、持久力などを測定し、体力年齢を判定します。

・運動適性テスト
人間の運動の基礎となる能力や、身体の動きをみるもので、4歳以上のすべての男女を対象に行います。
このテストは、立幅とびや上体起こし、時間往復走など、いつでも、どこでもできる、簡単で数少ない5種目により、運動の適性を科学的にとらえようとするものです。
以上の2つのテストの実施方法などはつぎのとおりです。

実施期間　5月から来年3月まで
会場　総合体育館や区内各小・中学校を利用
テスト員　体育指導委員
申込み・問合せ　区内の町会、PTA等の団体単位（30名以上）で、希望する日の約3週間前までに、社会教育課体育係へ。なお、実施計画などについての相談にも応じます。

震度6を体験してみませんか

申込みは防災課まで

国際障害者年に当って
ボランティア活動について考えてみましょう

ことしは、「国際障害者年」です。障害を持つひとの問題は、単に障害を持つひとだけでなく、私たち一人ひとりが自分自身の問題として受けとめ、幅広い社会的な連帯意識をもって解決していくことが大切です。
そこで、今回は、ボランティア活動について考えてみましょう。

ボランティア活動とは

ボランティアという言葉には、「自ら進んである任務につくことを申出るひと」「有志」という意味があります。つまり、自ら進んでだれかのために、報酬を期待しないで何かをする――これがボランティア活動です。
社会の一員として（連帯性）、自分の意思で（主体性）、利益を考えずに（無償性）、という三つの柱がボランティア活動の精神です。

家庭でできるボランティア

家庭の中で、どんなボランティア活動ができるのか、そのいくつかをご紹介します。

収集ボランティア活動
収集ボランティア活動とは、古切手や一円玉、ロータスクーポン、不用品などを集めることです。これらは、社会福祉協議会・ボランティアセンターを通じて施設のひとや、恵まれない方におくられます。
こどもさんと一緒に、切手の収集をしながら、ひとびとの役に立つことを話合うのも、こどもの視野を広げる上でよいことでしょう。

製作ボランティア活動
このボランティア活動も、家庭でできるもののひとつで、福祉施設などに入っているこどもや老人のために、おむつや、ねまきなどを作ったりします。
このほか、家庭でできるボランティア活動としては、電話相手や手紙のやりとりをする友愛活動、施設の児童を家庭にまねく家庭開放などがあります。
ボランティア活動についてのくわしいことは、社会福祉協議会事務局（区役所二階）☎262－五八四四に問合せてください。